

おおい町告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、
本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月2日

おおい町長 時岡 忍

次の区域を成和字2号に編入する。

| 大 字 | 字 | 地 番 | | |
|-----|-------|-----|-----|------|
| 小堀 | 17字縄手 | 1-3 | 1-4 | 14-7 |